

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島 5-12-8
 新大阪ローズビル 6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第183号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 Making food labeling accessible for everyone.



「食品表示基準について」「食品表示基準 Q&A」が改正されました ～アレルゲン表示推奨品目へのマカダミアナッツの追加、まつたけの削除等～

2024年3月28日、消費者庁は「食品表示基準について」「食品表示基準Q&A」の改正を発表しました。主な改正内容としては、アレルゲン表示推奨品目へのマカダミアナッツの追加と、まつたけの削除、その他となります。今回は、マカダミアナッツのアレルゲン表示推奨品目への追加について、詳細を以下に整理してみたいと思います。

「食品表示基準について」の主な改正点

特定原材料に準ずるもの（表示推奨品目）に「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除されました。品目数は20品目のまま変わりません。特定原材料等（義務表示含む全ての）品目数も、28品目のままです。

改正後（新）
アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
改正前（旧）
アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

「食品表示基準Q&A」の主な改正点

マカダミアナッツの範囲に関するQ&A(D-18)が追加されました。

(D-18)特定原材料に準ずるものの「マカダミアナッツ」の範囲を教えてください。
 (答)「マカダミアナッツ」は、日本標準商品分類において個別の殻果類として分類されておらず、「他に分類されない殻果類」に該当します。「マカダミアナッツ」はヤママガシ科マカダミア属に属するもので、品種は主に、インテグリアフォルリア種、テトラフィラ種及びそのハイブリッド種があり、これらが対象となります。また、マカダミアナッツオイル、マカダミアナッツミルク等もアレルゲンとなるので注意が必要です。

別表1 特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
マカダミアナッツ	69	8599	殻果類	その他の殻果類	他に分類されない殻果類

別表2 特定原材料等由来の添加物についての表示例

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
マカダミアナッツ	—	—	—	—

別表3（特定原材料等の代替表記等方法リスト）

通知で定められた品目	代替表記	拡大表記（表記例）
	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同一であるということが理解できる表記	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例
マカダミアナッツ	マカデミアナッツ	

また表示対象範囲の情報提供について、Q&A(E-23)に追記がなされています。今回の改正では品目数が変わっていませんので、注意しておかれるとよいと思います。

(E-23)表示の対象範囲(表示義務のない特定原材料に準ずるものについても、表示対象としているかどうか等)について情報提供を行うべきですか。

(答)(中略)
 対象範囲について、特定原材料8品目のみを対象としているのか、特定原材料に準ずるものを含む28品目を対象としているのかが明確となるよう一括表示枠に近接した箇所に表示するよう努めてください。

また、表示対象品目については、内閣府令や通知の改正に伴う経過措置期間等により、上記のような表示のみでは改正前後のいずれの品目を対象としているのか判断できない場合には問題ありませんが、そうでない場合には、いつ時点の内閣府令又は通知に基づく表示が判断できるような記載をすることも可能です。

今後について

今回はアーモンドの追加（2019年9月）と同様に義務化ではないことから経過措置期間は示されておらず、可能な限り速やかに対応することになりますが、原材料規格書にて確認できることが前提となりますので、原材料供給をされる方は早めの対応が求められると思われます。また原材料に輸入食品が使用されている場合、海外では「Tree Nuts(木の实)」といった総称で管理されていることも多いため、くるみ、カシューナッツ、アーモンドに加え、マカダミアナッツは含まれるかどうか等、個別に確認する必要がある点に留意が必要です。

表示切替の際は、Q&Aなども参考に、情報提供の方法について検討する機会にしてください。

(川合)

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



ミニコラム

第4回「令和5年度食品表示懇談会」が開催されました
第3回「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」が開催されました**■第4回「令和5年度食品表示懇談会」が開催されました**

2024年3月7日、[第4回「令和5年度食品表示懇談会」](#)が開催されました。公表資料「[令和5年度食品表示懇談会とりまとめ\(案\)](#)」にて、今回議論された内容と今後の方向性が分かりやすく取りまとめられていますので、整理してみたいと思います。

＜議論の概要と今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性について＞

①諸外国との表示制度の整合性について

消費者にとっての分かりやすさや事業者の実行可能性の重要性、日本と諸外国の食品表示に関する考え方の違いを踏まえて様々な観点から議論の必要があると結論付けられています。今後は日本の状況を踏まえつつ合わせられるところは諸外国と合わせる予定です。食品添加物に関する諸外国との制度の差異については、表示制度の差異のみならず各種規格基準の差異もその要因として大きいことから、食品衛生基準行政の移管も踏まえて、コーデックス委員会等への働きかけも含めて検討していくべきと考えられています。

②個別品目ごとの表示ルールについて

JAS法において個別品目ごとに定められていたルールについては、食品表示の一元化の際に、そのまま食品表示基準に移行している等、十分に議論されていない状況もあり、横断的なルールに寄せていく方向で見直す必要があるとされています。しかし一方で、個別品目ごとのルールを比較するだけでなく、ルールの違いが生まれた背景、経緯や、ルールの定期的な見直しの要否についても考慮し、業界団体等の意見を聞いたうえで議論を進める必要があるという意見もありました。今後見直しにあたっては、JAS規格、公正競争規約、食品表示基準の基本的な性質の違いについて整理するとともに、消費者にとっての分かりやすさや、事業者の負担の軽減も踏まえて議論される予定です。

③食品表示へのデジタルツールの活用について

容器包装上の表示の一部を代替する手段であるデジタルツールの活用について、世界的な情勢や技術の発展、食品表示の見やすさの観点や消費者への情報提供の拡充という面から検討していくべきとされています。また表示可能面積や見やすさによる課題、現行の表示情報の利用実態を踏まえ、容器包装に表示すべき事項と、デジタルツールによる情報提供での代替を許容すべき事項について、コーデックス委員会におけるデジタルツールの活用の議論も踏まえ検討する必要があるとされています。しかし事業者の負担コストの大きさや、商品情報の管理方法や提供手段の技術的な課題もあるため、それらの点も考慮しつつ引き続き議論が進められる予定です。

＜改正内容の施行時期について＞

「[食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール\(案\)](#)」に今後の予定が記載されています。時期について詳細には決定していませんが、表示の改版に伴う事業者の負担に配慮し、各改正事項について十分な経過措置期間を設け



るとともに、経過措置終了時期を極力揃えとされています。これにより食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくてよいようにされるとのことです。

■第3回「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」が開催されました

2024年3月12日に[第3回「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」](#)が開催され、その際に日本版包装前面栄養表示(FOPNL)の基本的な方向性として、以下のような中間取りまとめがなされています。

- 日本版FOPNLについては、任意表示の取組と位置付けした上で、一定のルールを設ける
- 対象となる栄養成分等の量については、義務表示に位置付けられているものとする(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)
- 様式については、対象となる栄養成分等の量について、栄養素等表示基準値に占める割合を表示する(日本人の食事摂取基準(2025年版)の策定を踏まえ、2024年度を目途に栄養素等表示基準値を見直す)
- 食品単位を当該食品の1食分であることを原則とし、当該1食分の量を合わせて表示する

■今後について

令和5年度食品表示懇談会について、来年度からは[個別品目ルールとデジタルツールについて分科会形式で議論が行われる予定](#)です。また包装前面栄養表示(FOPNL)に関する議論については、栄養に関する専門的な内容も含むため、本懇談会とは別に検討の場(「[分かりやすい栄養成分表示の取組検討会](#)」)を設けて進められます。事業者の皆様は一度目を通し、今後の動向についてご確認されることをおすすめします。

(吉川)

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



今月のお気に入り言葉

一期一会

(四字熟語)



Label bank

発行 株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F

毎月1日発行
WEBサイト：
<https://www.label-bank.co.jp/>
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540